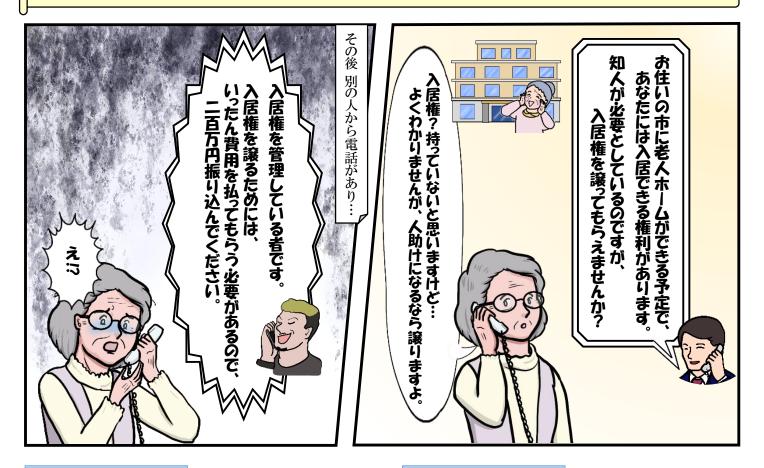
## 高齢者を狙う「劇場型勧誘」の電話にご注意!の巻



## 見守りポイント

- ■複数の人物が、実在する企業・公的機関の職員・ 弁護士などをそれぞれ演じ、消費者からお金をだま し取ろうとする「劇場型勧誘」の電話に関する相談 が寄せられています。
- ■「老人ホームの入居権を譲ってほしい」などと話を 持ち掛け、言葉巧みにお金を払わせようとするため 注意が必要です。
- ■お金を払ってしまうと、返金を求めてもほぼ応じて もらえず、連絡がつかないこともあります。

## 対処方法

- ■電話の内容に少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐに電話を切り、消費生活センターや 警察などに相談するようにしましょう。
- ■電話でやりとりしてしまい、お金を払うように言われても、絶対に払わないでください。払ってしまったお金を取り戻すことは、ほぼ不可能です。
- ■留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにする ことも、有効です。

和歌山県消費生活センター (073-433-1551)

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 (0739-24-0999)

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン 🕻 188 でもお近くの相談窓口につながります。